

## (1)自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円、%)

項目	2015年度末	経過措置による 不算入額	2016年度末	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	52,537		53,113	
うち、出資金および資本剰余金の額	7,003		7,002	
うち、利益剰余金の額	45,913		46,503	
うち、外部流出予定額(△)	△380		△392	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額	-		-	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0		3	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0		3	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格引当金調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>52,537</b>		<b>53,116</b>	
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	55	82	69	46
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	55	82	69	46
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	6	10	44	29
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>61</b>		<b>114</b>	
<b>自己資本</b>				
<b>自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)</b>	<b>52,476</b>		<b>53,002</b>	
<b>リスク・アセット等(3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	481,777		496,721	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,784		△2,384	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	82		46	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	10		29	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,876		△2,461	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	25,733		25,157	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
<b>リスク・アセットの額の合計額 (ニ)</b>	<b>507,511</b>		<b>521,878</b>	
<b>連結自己資本比率</b>				
<b>連結自己資本比率((ハ)/(ニ))</b>	<b>10.33</b>		<b>10.15</b>	

## 連結の範囲に関する事項

- 連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、「自己資本比率告示」といいます。）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- 当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は1社です（64頁をご覧ください）。
- 告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものはありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等は

ありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

## 自己資本調達手段の概要

2016年度の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、連結グループの自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

普通出資	①発行主体:中国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:53,116百万円

## (2)自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	2015年度末		2016年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	481,777	19,271	496,721	19,868
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	487,527	19,501	499,086	19,963
ソブリン向け	672	26	606	24
金融機関向け	82,904	3,316	89,617	3,584
事業法人等向け	6,339	253	6,068	242
中小企業等・個人向け	271,771	10,870	279,319	11,172
抵当権付住宅ローン	89,723	3,588	85,271	3,410
不動産取得等事業向け	-	-	200	8
延滞債権	572	22	877	35
その他(注1)	35,543	1,421	37,125	1,485
証券化エクスポージャー(うち再証券化)	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	92	3	76	3
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,876	△235	△2,461	△98
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	33	1	18	0
中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク (B)	25,733	1,029	25,157	1,006
リスク・アセット、所要自己資本の総額(A)+(B) (C)	507,511	20,300	521,878	20,875

(注1)「その他」には、労金連出資金、有形固定資産、無形固定資産等を計上しています。

## 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

### <現在の自己資本の充実状況について>

2016年度末の当連結グループの自己資本比率は10.15%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

新告示によるバーゼルⅢ基準では、自己資本は引続き損失の吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、当連結グループの自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。

当連結グループは、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

### <将来の自己資本の充実策>

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。